

出願の欠落部分補充に関する運用変更の試行期間を延長

2014年1月7日
JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁（USPTO）は、1月6日付官報¹において、2013年12月31日までとされていた、仮出願に基づく通常出願の欠落部分補充に関する運用変更の試行期間を再延長すると発表した²。

当該試行は、仮出願（provisional application）を基礎とする通常出願について、一定条件の下で手数料の実質的部分の納付期間を12ヶ月繰り延べ可能にするもの。

USPTOは、手数料納付や宣誓書の提出がない通常出願については、「欠落部分に関する通知（missing parts notice）」において期間を指定し、出願人に補充の機会を与えている。同運用変更においては、一定の要件を満たす仮出願を基礎とする通常出願の未納手数料に対しては、当該通知に対する応答期間を現行の2ヶ月から12ヶ月に拡大することにより、出願時に納付が必要な手数料のうち、調査手数料及び審査手数料等の実質的な部分の納付を12ヶ月繰り延べ可能としている³。

出願人にとっては、このプログラムの活用により、審査請求期間が1年間設定されたと類似の効果を得ることができる。

今回延長された試行期間は2014年12月31日までとされており、試行結果によってはさらなる再延長もあり得るとされている。

¹ [1月6日付官報](#)（PDF）

² 本プログラムの試行延長に関しては、
2013年1月21日付米国発特許ニュース：[出願の欠落部分補充に関する運用変更の試行期間を再延長](#)（PDF）、
2011年12月20日付米国発特許ニュース：[仮出願に基づく通常出願の欠落部分補充に関する運用変更の試行期間を延長](#)（PDF）を参照。

³ 詳細は2010年12月10日付米国発特許ニュース：[USPTO、仮出願に基づく通常出願の欠落部分（未納手数料）補充の運用変更に係る試行開始を発表](#)（PDF）を参照。

JETRO

(了)